

## 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しに向けた 意見交換用たたき台

基本方針の見直しに向けては、順次各取組についてヒアリング等を行い実施状況の把握に努めているところであり、ヒアリングや各地方公共団体の状況について取りまとめを行っていく予定。

一方、策定時より社会的な動向が変化している部分もあり、それに対応するために力を入れていく必要のある課題や消費者教育として視野を広げる必要のある分野もあると考える。

そこで、基本方針の見直しに向けては、

1. ヒアリング等を踏まえた実施状況の確認
2. 今後5年程度の社会情勢の変化等を鑑み重点化を図る必要のある事項の検討
3. 既に達成した、社会情勢の変化等で不要となった、あるいは変化した事項の検討

を行いつつ、意見交換を行っていくこととしたい。

なお、基本方針には、「社会情勢の変化に対応するため、3年を目途に、中間的な見直しをする。」とあることから、中間的な見直し結果を年内を目途に取りまとめる。

(参考)「消費者教育の推進に関する基本的な方針」

### 2 基本方針の達成度の検証

#### (1) 実施状況の把握、基本方針の見直し

推進法では、「消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」(第9条第7項)としている。

このため、施策の実施状況の把握に努め、それを踏まえた上で見直しを行う。社会経済情勢の変化に対応するため、3年を目途に、中間的な見直しをする。

## 社会情勢の変化を鑑み重点化を図る必要のある事項案（今後5年程度）

### ①成年年齢の引下げに対応するための若年者への消費者教育の強化

- ・高校生向け教材の作成から、中学生、小学生（大学生）へ拡大
- ・学校における実践的な消費者教育の推進、文部科学省との連携強化

### ②消費者教育として強化する必要のある分野

- ・金融経済教育と消費者教育の連携
- ・安全教育
- ・情報教育（ネット関連の消費者被害と関連 ③情報リテラシーとも関連）

### ③消費者教育としての視野を広げる（活用する、取り入れる）必要のある分野

- ・倫理的消費
- ・情報リテラシー（ネット関連の消費者被害とも関連）
- ・消費者の特性に応じた多様な主体による消費者教育のあり方